

矢吹町小規模修繕契約希望者登録要領（平成15年1月24日告示3号）

矢吹町小規模修繕契約希望者登録要領

平成15年1月24日
告示第3号

改正 平成17年3月1日告示第16号

平成17年3月28日告示第22号

1 目的

町が発注する小規模な修繕について、町の入札参加資格審査申請が困難な町内に事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって町内経済の活性化を図ろうとするものである。

2 登録できる者

矢吹町内に主たる事業所を置く者（適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。）

3 登録できない者

- (1) 矢吹町内に主たる事業所を置かない者
- (2) 成年被後見人、被補佐人、被補助人、又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 矢吹町入札参加資格審査申請に基づく資格業者名簿に登録されている者
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- (5) 公共発注の相手方として不相当と認められる者

4 登録の方法

- (1) 登録の受付期間は、原則として西暦奇数年の3月の定められた期間とする。ただし、期間外での随時申請も可能とする。
- (2) 登録受付は、総務課で行う。
- (3) 登録申請は、申請書持参方式とし、郵送による申請は認めない。

5 登録の有効期間

受付の年の4月1日から2年間とする。ただし、随時申請については、資格認定日から定例申請の有効期間満了日までとする。

6 登録者の取り扱い

町は必要とする添付書類の提出を求めて申請書の簡単な審査を行い、矢吹町小規模修理・修繕契約希望者登録名簿に登載し、庁内に公開し該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積もり参加機会を与えるよう努めるものとする。なお、矢吹町入札参加資格審査申請による資格業者の選定を否定するものではない。

7 対象となる契約

この登録に際し、法令の定めにより登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について無審査とするため、選定の対象となる修繕に係る契約は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもの
- (2) 契約金額が30万円未満の小規模な修繕

8 契約保証金

この制度による契約締結に際しては、契約保証金を免除する。

9 登録の変更等の届け出

この制度の登録業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは文書により届出しなければならない。

- (1) 住所又は所在地及び電話番号等の変更をしたとき。
- (2) 氏名又は法人名称及び代表者を変更したとき。
- (3) 廃業等により営業ができないとき。
- (4) 登録を辞退したいとき。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月1日告示第16号）

この要領は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日告示第22号）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。